

重要事項説明書（ガス供給条件）

※ 下記の事項を、必ずお読みいただき内容を、ご確認の上、お申し込みください。

料金プラン

① 渋川団地

1. 申込みと契約の成立
 - ① 当組合による、ガスの供給を希望される方は、所定の申込書によるほか、電話、インターネット等によりお申し込みください。
 - ② ガスの供給、及び使用に関する契約（以下、「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下、「ガス工事契約」といいます。）は当組合が申込みを承諾した時に成立します。また契約を変更する場合も、同様といたします。
2. ガスの供給開始予定日
 - ① 新規に入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望の日からガスの供給を開始いたします。
 - ② ガス小売供給契約を他の事業者から、当組合に切り替えて、申し込みいただく場合は切替手続きと切替作業の完了、及び当組合とのガス小売供給契約の成立後、ご希望の日から供給を開始いたします。
3. 供給するガスの圧力、及び成分
 - ① 当組合が供給するガスはLPガス（液化石油ガス）で、その規格は「い」号、熱量は100.46 メガジュールです。
 - ② 最高圧力は 3.2 キロパスカル 最低圧力は 2.2 キロパスカル です
 - ③ 供給するガスの成分は、プロパン、及びプロピレンの合計量80%以上、エタン、及びエチレンの合計量5%以下、ブタジェン0.5%以下です。
4. ガス料金について
 - ① ガス料金は、「基本料金」とガスの使用量に応じて算定する「調整単位料金」の合計となります。（以下、料金といい。消費税相当額を含みます。）「調整単位料金」は、「基準単位料金」に原料費の変動に応じて調整した額を加減して算定されます。
 - ② **ガス料金の支払義務は原則として検針日に発生し、その翌日から起算して50日以内に、お支払い下さい。**

料金表の表示方法（消費税相当額を含む） * 各料金は、団地ごとの料金プランに依ります。

適用区分① 渋川団地・安養寺団地・安養寺N・T・下戸山団地・手原団地・川辺団地

	0.0m ₃ ~ 8.0m ₃	8.1m ₃ ~ 30.0m ₃	30m ₃ 超
基本料金			
基準基本料金			

適用区分② 安養寺N・T（給湯・暖房料金）

	0.0m ₃ ~ 8.0m ₃	8.1m ₃ ~ 20.0m ₃	20m ₃ 超
基本料金			
基準基本料金			

料金の計算方法（円未満切捨て）

基本料金	+	調整単位料金 (基準単位料金 + 基準単位料金調整額)	×	使用量(m ₃)
------	---	--------------------------------	---	----------------------

- * 基本料金：契約期間中はガスの使用に関わらず発生する料金です。
- * 調整単位料金：1m₃あたりの単価で使用量に応じた金額となります。
- * 基準単位料金調整額：LPガスの原料価格に連動して月々、調整する金額です。

◎ 料金は、ガス契約時にお渡しする「料金表」等で、それ以降は毎月の検針時にお届けする「検針票兼請求書」等で、ご確認下さい。

5. 検針、及び使用量の算定
 - ① あらかじめ定めた日に毎月1度、ガスメーターの検針に伺います。(この日を「定例検針日」といいます。)
 - ② 前回の検針日、及び今回の検針日におけるガスメーターの数字の読み取りにより、その料金算定期間の使用量を算定し、「検針票兼請求書」にてお知らせいたします。
6. 供給施設の所有関係について
 - ① 構内の建物に設置された内管やガス栓等のガス施設は、お客様の資産とし、ガスメーター及び敷地外のガス本支管等のガス施設は、当組合の所有物となります。
 - ② 内管、及びガス栓の所有権は、工事費の全額をお支払いいただくまでは、当組合が留保しお客様は当組合の承諾なしに、これらを使用する事はできません。
7. 工事費等
 - ① お客様の資産である供給施設の設置、及び修繕費(修繕、改修、取替等に要する費用)は、お客様の負担となります。また、供給開始前にガス小売供給契約、又はガス工事契約を、お客様の都合により変更、又は解除される場合は、これに要した費用を負担していただきます。
 - ② お客様の申込により、供給管の位置変え等、を行う時はこれらに要する工事費用はお客様のご負担となります。
8. 料金の支払い方法
 - ① 料金の、お支払いは、「訪問集金」「口座振替」「振込」の中からいずれかの方法をお選びください。
 - ② 工事費、供給施設の修繕費、その他の費用等、ガス料金以外の代金についても ① の方法でお支払ください。
9. 保安等に関する、お願い
 - ① お客様のガスに係る資産については、お客様の責任において管理をお願いいたします。
 - ② ガス事業法の定めにより、検査、及び緊急時の措置等の保安責任は当組合が負います。お客様の承諾を得て、お客様の立会の下、内管、及びガス機器等について調査し、その結果を速やかにお知らせいたします。また、調査できなかった場合等において、当組合の責に帰すべき事由以外の事由により、お客様が損害を受けられた時は、当組合は賠償の責を負いません。
 - ③ ② の調査について、ガス事業法の定める技術上の基準に適合しない旨の通知を受けた時は、適合する様に改修し、又は使用を中止する等、所要の措置を取っていただきます。
 - ④ ガス小売供給契約を解除された後であっても、保安、及びガス機器調査のため必要と認められた場合には、担当者が、お客様の供給施設、又はガス機器の設置されている場所に立ち入る事を承諾していただきます。その場合には、お客様の求めに応じて担当者は所定の身分証明書を提示いたします。
 - ⑤ ガスの使用に伴う、危険の発生の防止のため、当組合は報道機関、ホームページ、印刷物及び、定期的に地区を巡回する「パトロールカー」の街頭宣伝等を通じて、ガス事業法の定める必要な事項を周知いたします。
 - ⑥ **ガス漏れを感知した場合は、直ちにメーターガス栓、及びその他の器具ガス栓を閉止して当組合に、ご連絡ください。**
 - ⑦ ガスの供給、又は使用が中断され、その理由がマイコンメーターの遮断である場合、お客様に、その復帰操作をお願いする事があります。ガスの供給、又は使用が復旧しない時は⑥の場合に準じて、当組合にご連絡ください。
 - ⑧ 保安上、必要と認められる場合には、お客様の構内、又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転、若しくは特別の施設の設置を求め、場合によっては、その費用を、お客様に負担していただく事があります。また状況に応じて使用をお断りする場合があります。
 - ⑨ お客様が、当組合の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設やガスの供給に影響を与える施設を設置する事はできません。
 - ⑩ 災害、その他の不可抗力、ガス工作物の修理、その他工事による保安上の必要があると認められる場合は、ガスの供給の制限、若しくは中止、又は該当のお客様に同じく使用の制限若しくは、中止をお願いする事があります。その場合は、状況に応じて事前出来る限り、適切な方法でお知らせいたします。
 - ⑪ その他、保安の確保の観点から「ガス小売供給約款」に定める事項の遵守をお願いいたします。

ます。ガス小売供給約款につきましては、必要に応じて以下の方法で内容の確認が可能です。

- 当組合での閲覧(事務所に常備) 【ご要望に応じて、お届けいたします。】
- 当組合のホームページで公開

10. お客様からの申し出によるガス小売供給契約の変更・解除

- ① 契約内容の変更の申し出があった場合、その変更は申込日から「10日」以降の定例検針日から適用といたします。
- ② ガス小売供給契約を解除しようとする場合、あらかじめ解除しようとする日(以下、「解除日」といいます。)を当組合にお知らせの上、解除をお申し出ください。

11. 当組合からの申し出によるガス小売供給契約の解除

- ① お客様が、次のいずれかに該当する場合には、ガス小売供給契約を当組合から解除する事があります。また、契約解除をする場合には、解除日の遅くとも「15日」前、及び「5日」前に文書等で合計2回、予告いたします。
 - イ. ガス料金の支払期限を経過しても、なお、お支払いのない場合
 - ロ. ガス小売供給契約以外の契約(既に消滅しているものを含む)の料金、及び料金以外の債務について、お支払いのない場合
 - ハ. お客様の責に帰すべき理由により、保安上の危険がある場合、及び不正にガスを使用された場合において、当組合がその旨を警告しても、改めていただけない時。
 - ニ. その他、ガス小売供給約款に違反し、その旨を警告しても、改めていただけない時。
- ② 契約解除前にガスの供給を停止する場合には、ガスの供給停止日の遅くとも「15日」前及び「5日」前に文書等で合計2回、予告いたします。

12. 各種、手続き・お問合せ

* 「お客様契約番号」

お客様のガスの使用場所を特定する番号として設定し、検針時にお渡しする「ガス検針票兼請求書」等でご案内いたします。

<今後のガス供給について>

- (1) 契約の締結後に供給条件等を変更する場合や、この書面に記載のない事項の取り扱いにつきましては、当組合の事務所、又はホームページ等で「ガス小売供給約款」の最新の内容を、必要に応じて確認する事ができます。
- (2) 「ガス小売供給約款」を変更する場合において、変更しようとする供給条件の事前の説明、及び書面交付、並びに変更後の書面交付は当組合が定めた方法により、当該変更事項についてのみ行います。

* ガス小売供給約款の内容の変更・解除の手続き、その他お問合せは下記までご連絡ください。

ガス小売事業者

(登録番号: G0113)

滋賀県栗東市手原3丁目4番33号

草津栗東ガス事業協同組合

☎ 077-553-2488

Fax 077-553-2466

メールアドレス k__r__gasukumiai@yahoo.co.jp

U. R. L

【受付時間】 平日 午前9:00~午後5:00

【緊急連絡先】 077-553-2488 (24時間対応)